

平成 29 年 12 月 29 日

受益者のみなさまへ

三菱UFJ 国際投信株式会社

「三菱UFJ 国内バランス50〈愛称：夢列島50〉」繰上償還実施決定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「三菱UFJ 国内バランス50〈愛称：夢列島50〉」（以下、「本件ファンド」）の繰上償還につきまして、平成 29 年 11 月 27 日（月）に公告（電子公告）するとともに、同様の内容を同日付の書面にて受益者さまに対し通知し、平成 29 年 12 月 28 日（木）までその異議申立を受け付けておりました。

本日、異議申立口数を集計いたしました結果、異議を述べられた受益者さまの受益権の口数が、公告日（平成 29 年 11 月 27 日（月））時点の本件ファンドの受益権総口数の 2 分の 1 以下となりましたので、当初予定どおり繰上償還を平成 30 年 2 月 8 日（木）付で実施させていただきます。

◆本繰上償還の概要について

1. 繰上償還の理由

平成 13 年 2 月に設定いたしました本件ファンドは、受益権の口数が信託約款に定められた信託契約の解約の判断基準である口数を下回っております。（約 6.1 億口（平成 29 年 9 月 6 日時点））

弊社といたしましては、このまま運用を継続するより、繰上償還を選択することが受益者さまにとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還決定後のご留意事項

(1) 繰上償還日までの運用にかかるご留意事項

本件ファンドは、償還まで基準価額は変動いたしますが、償還準備のため組み入れ有価証券等を売却すること等により、償還までの期間においては、運用の基本方針に沿った運用ができなくなることがある点にご留意ください。

(2) 異議申立をされた受益者さまの買取請求

異議申立をされた受益者さまは、保有している受益権につき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条の 2 の規定に基づいて、受託会社に対して買取を請求することができます。

なお、この繰上償還に対してご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。

(3) 一部解約のお申込みに関するご留意事項

一部解約のお申込みが相次いだ場合、最後の受益者さまの解約分については、ファンドの解約になることから一部解約の扱いではなく、繰上償還の扱いとなります。この場合、委託会社は、速やかに繰上償還の手続きを行い、償還日の償還価額を適用し、償還金としてお支払いいたします。

なお、上記の繰上償還による換金となった場合は、通常の一部解約による換金の場合よりもお支払いに日数を要する場合があります。また、この場合の償還日は、委託会社が償還にかかる日数等を勘案し決定いたします。

以上、今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

このお知らせに関するお問い合わせ先

三菱UFJ 国際投信株式会社 お客さま専用フリーダイヤル 0120-548066

【受付時間／午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除く）】